

第4回 動植物園等の公的機能推進方策のあり方検討会 議事録

【日時】：平成26年2月28日 14時～16時30分

【会場】：経済産業省別館 1111 各省庁共用会議室

【出席者】：(順不同・敬称略)

(委員)

打越 綾子 (成城大学法学部教授)

上河原 献二 (滋賀県立大学環境科学部教授)

木下 直之 (東京大学大学院人文社会系研究科教授)

小宮 輝之 座長 (前上野動物園園長)

倉重 祐二 (新潟県立植物園副園長)

長谷川 淳一 (京都市北区区長)

米田 久美子 (一財 自然環境研究センター研究主幹)

(環境省)

奥主 善美 (大臣官房審議官)

中島 慶二 (自然環境局野生生物課長)

岸 秀蔵 (自然環境局総務課動物愛護管理室係長)

中島 理恵 (自然環境局総務課長補佐)

坂本 真一 (自然環境局野生生物課長補佐)

南川 秀樹 (環境省顧問)

【議題】

- (1) 動植物園等の現状と課題 (まとめ)
- (2) その他

【配布資料】

資料1：動植物園等の公的機能推進方策のあり方について 平成25年度報告書 (案)

資料2：動植物園における公的機能の現状と課題の一例

資料3：ヒアリング報告書

資料4：シンポジウム「小諸市動物園を考える」(打越委員より)

事務局（坂本）

- ・開会のあいさつ
- ・配布資料の確認

小宮座長

この検討会は動植物園等の公的機能を考えるということで検討を重ねてきた。第1回目は日動水の山本会長から動植物園の全般的なこと、日植協の邑田会長から植物園の全般的なこと、第2回目は動物園、水族館、昆虫館、それぞれの現場の方々から種の保全を中心としたお話を、そして前回は動物園で環境教育に取り組まれている東山動物園と、動物福祉の問題に取り組まれている地球生物会議 ALIVE からお話を伺った。

本日第4回の検討会では、これまでの検討の結果をまとめた報告書（案）について検討する。

では、進め方について説明してほしい。

事務局（坂本）

この報告書案は検討会での議論に加えて、環境省、及び本件の業務請負先である（株）オーエムシーが収集した資料によりまとめた。

報告書案は4章で構成されている。1章はこの検討会の業務の位置づけ、2章は動植物園等の現状、3章は海外の動向がまとめられている。1章から3章までについては前回までの報告、検討をもとにまとめてあるので、本日の検討会では記載内容の分析、検討というよりは記載すべき内容で足りないものがあるかどうかについてチェックしていただきたい。

本日議論をいただきたいのは第4章、動植物園における現状と課題の整理の部分である。よろしく願いたい。

小宮座長

それでは内容に入る。まず、第1章について説明してほしい

事務局（坂本）

報告書第1章の説明

小宮座長

第1章について意見は。

木下委員

「初めに」の部分は重要である。一番初めの段落の「担ってきた」というのは必ずしも正確ではない。ずっと前から担っていたわけではないと思う。「近年急速に担いつつある」ということではないか。

3 段目で「次の 3 項目を動植物園の公的機能と位置付けている」とあるが、これは最初から提示されていたものであり、「位置づけた」訳ではない。今までの議論の中で確認されたことか。

事務局（坂本）

私どもではこう考えているということは話したと思うが、確かに検討会では議論されなかった。

木下委員

「生息地保全への貢献」という表現があるが、これは生息域内保全とは違うのか。

事務局

言葉が一定していないので、申し訳ない。これは「生息域外保全」の意味である。

木下委員

生息域内保全と生息域外保全という捉え方なのか。生息地保全というと、少しニュアンスが変わる。

それから 3 番目の動物愛護だが、私は「動物の福祉」をここに盛り込んだ方が良いと思う。この報告書を読んでいくと 27 ページで環境省としては welfare を「愛護」と訳すのだということが述べられているが、環境省の立場としてはそうかもしれないが、愛護と福祉は違う。おそらく動物を守ろうという概念の中では愛護の方が大きいのだと思うが、動物の福祉の問題は近年非常に重要視されている。2 段目の最後は、「適切な動物飼養への改善や、動物福祉の充実を求める声も大きい」としたらどうか。

打越委員

私も、この 3 つの項目は、これまで 3 回の検討会でヒアリングしてきた議題を並べたものだと思っていた。若干問題を感じるのは、植物園に関しては動物愛護という観点ないので、植物園にとっては関係ない機能が入っていることになってしまう。

それから、たとえ動物園水族館の機能に限定して考えるにしても、日動水は、種の保存と、環境教育と、調査研究と、リクリエーションとの 4 つの機能としている。定義が異なるとそれを比較検討しなければならなくなるが、概念の整理をきちんと行うか、あるいは日動水の定義に乗っかってしまうか考えた方が良いと思う。あまりにもいろいろな分類があると、後々、議論が混乱しがちになる。。そこで、「この 3 つの機能を位置付けている」と書かないで、「この 3 つの観点から公的機能を検討してきた」という書き方にすればよいのではないか。

小宮座長

今の打越委員からの提案を受けて、他の委員はどうか。

米田委員

私も木下委員とほとんど同じことを考えていた。まず一つは、この報告書は検討会の報告書というものにしなければいけないのか。事前配布された資料を見ると、検討会で議論されていない内容も入っている。検討会の意見をまとめたものではない。検討会の意見を踏まえて環境省が取りまとめた、という形にはならないか。

二つ目に動植物園の公的機能の中に動物愛護が入るのは違和感がある。動物愛護の考え方を広めるというのであれば、それは公的機能になるだろう。しかしここで言っていることは動物園等での機能ではなく飼い方などの義務のことを言っているようであり、違和感がある。

南川顧問

今回、初年度のまとめということなので、検討会でこういう議論があったということの報告書でいいと思っている。年度内で結論が出なくても、こういう中央官庁の仕事とされていない問題について環境省が取り組み始めたということを知ってもらいたい、ということだ。従って、3つの公的機能の位置づけについてもこういう意見があった、ということを入れればよいと思う。こういう検討会をやって、こういう内容だったという、この体裁は残したい。

米田委員

それは分かった。そうであれば、書かれている内容について根拠を明確にさせていただきたい。たとえば、動植物園等の定義など、どこからのものなのか、課題等も検討委員の意見なのか、ヒアリングで得られた意見なのか、環境省側の意見なのかというような点を明確にしておく必要がある。

打越委員

先にも言った通り、「公的機能と位置付けている」という断定的ないい方ではなく、「この3つの観点からヒアリング団体を招いて検討した」ということにすればいいと思う。

動物愛護についても、動物愛護教育とすれば公的機能と言えるのではないか。

木下委員

我々が取り上げている動植物園とは何なのか、検討対象をきちんと見極める必要がある。

たとえば、「戦時中にはほとんどの動物園が閉鎖状態となり、戦後に徐々に再開されていた」というのは明らかな間違いで、戦後たくさんできたことが問題であり、かつそれが地方自治体によって運営されていることが、現状の非常に大きな問題だと思う。議論の前

提になる部分である。

小宮座長

これは第2章の話である。2章に移るか？

米田委員

先ほどの動物愛護の話だが、これは後の方にも出てくるが、そこに出てくるのは愛護教育のことではなく、飼養のあり方に問題がある等、動物園での課題としての動物愛護についてである。問題意識としてはいいが、正しく飼養するということが公的機能であるという言い方に疑問を感じるということだ。

小宮座長

植物園の方からは何か？

倉重委員

「生息地保全への貢献」という言葉が使われているが、これは、動植物園が生息域内保全に主体をなすものではないということか。植物園の場合には「への貢献」を削除して、「域内保全」とした方が良い。

小宮座長

では、第2章に移る。第2章の説明を事務局から。

事務局（坂本）

第2章の説明

小宮座長

動物園、水族館、昆虫館、植物園の現状についての説明があつたが、これについての意見は？

木下委員

戦後間もない時期に、地方自治体によって多くの動物園が作られたということが重要である。

2-2 の法制度の記述については、公的ということで動植物園をどのように規定していくか、ということなのだが、この順番にしているのはどういう根拠か。博物館法と都市公園法を並べ、全社を上におくということはどのような根拠によるのか。というのは、法の条文の中に動物園、植物園が出てくるのは、都市公園法だけだと思う。設置基準とかその下のレベルでは出てくるが。日本の法体系の中で動植物園がどう位置づけられているかを

考えると、この順番は必ずしも妥当ではない。法的に明確でないということをこの検討会は問題としているのであって、動物園、水族館、昆虫館、植物園がどの法律のどこに出てくるのかを正確に明記した方が良い。

米田委員

これは環境省の報告書として公開され、引用される可能性があると思うので、正確なものでなければならない。動植物園等の定義についても検討会で確認されておらず、定義によっては入園者数なども変わってくるため、慎重に報告書内で記述すること。

もう一つは、25 ページに書かれている地方独立行政法人法施行令が改正されて動植物園等が位置づけられたという話も法的位置づけとしてここに入れた方がいいと思う。

倉重委員

この2章に植物園についてまとめてあるが、数値など現状に即してない部分は書き直してもらいたい。

打越委員

きちんと整理ができていないとのこと、私もその通りだと思う。しかし、動物園、水族館、植物園について国のレベルで議論を始めたこと自体は画期的なことであると思う。つまり、今まで日本中で見て見ぬふりしてきたものをここで議論を始めたわけで、ある意味パンドラの箱を開けてしまった状態が今の状態だと思う。そう思うと、2、3回議論しただけで立派な報告書になるわけがない。というか、後々の人が見たときに、パンドラの箱を開けたばかりの時に、はこんなに定義も整理されておらず、掲載されている順序も整理されておらず、報告書として形のいいものはできなかったのだと思われたとしても仕方ないし、そうやって公共政策が歴史的に積み重ねられていく記録として若干混乱した報告書であっても、それを率直に載せることには意味があると思われる。むしろ大切なのは、次年度以降も議論を続けることで、この明けてしまったパンドラの箱を開けて終わりにしてはいけないと思う。

とりあえず、この報告書を立派なものにするには、あと、何時間も議論が必要だろう。だから、今は“こういうものを入れた方がいいのではないか”“この部分をもうちょっと詳しく書いた方がいいのでは”ということ、宿題として委員の方が役割分担をして書いてはどうか。それをメールのやり取りで、承認する、しないを決めて、最終版を作ったらどうか。最後に立候補制で「私はここを書く」というのを募って、座長に決めてもらいたい。

小宮座長

分かった。他にないようなので、第3章に移る。事務局から説明願いたい。

事務局（坂本）

第3章 海外の動向についての説明

小宮座長

海外の動向について、何か意見は？

倉重委員

植物園については、邑田先生からのお話にもあったが、国際的な保全の取り組みの情報があったはずなので、本文に記述してほしい。

事務局（坂本）

承知した。

小宮座長

第4章の現状と課題に移る前に、打越委員から「小諸市動物園を考える」シンポジウムの話をしていただく。

打越委員

2月23日に行った「小諸市動物園を考える」シンポジウムは、この検討会にも役立つ興味深い問題が見られたので、報告する。

地方の零細な動物園というのは、面積が狭い、施設が老朽化している、動物も高齢化している、専門知識を持つ職員もいない等、様々な問題を抱えている。これは、他の地方動物園にも共通した問題だと思う。

このような小さな動物園に、高尚な公的機能の充実を求めても、自治体の中で財政的な問題もあるだろうし、立派なスローガンを掲げられても職員もついていけない。田舎の小さな動物園というのはどうしたらよいのかを考えるために、東山動物園の橋川先生と、長野県内で小諸と同じような規模の須坂動物園の村石園長を招いて、シンポジウムを行った。

以下、パネルディスカッションの報告をする。議事録はまだ公開できる段階ではないので、了承してほしい。

第一に、動物園の公的機能について、議論を行った。「動物園は何のためにあるのか」という部分である。

まず、須坂市動物園から「動物との触れあいを通じて子供からお年寄りまで楽しめるところでありたい」「ふれあいを通じて癒しや笑顔を提供できたら、と思っている」という意見があった。触れあいについて実際に開催してどんな雰囲気であるかを聞いたところ、お客さんの数も多くないようなので、ALIVEさんが前回の検討会で報告していたようなことはないと思われる。

次に興味深い論点としては、動物園が近隣にあることのメリットについてである。これ

は小諸市動物園からの意見である。動物園の経営が大変だったら閉園すればいいという話があるが、小諸市から上野動物園に家族4人で行くと、新幹線などの交通費が3万円かかる。もちろん、小学生も4年生、5年生になると、上野のような充実した動物園の面白さが分かるようになるが、それ以下の幼児の場合は、前にたくさん人が立っていて、うんと待ってようやく動物が見られるというのは面白くなくて、走り回れたりしながら、動物が動いている姿を間近に見られる方が楽しめると思われる。だから、近いところに動物園があるのは非常に貴重なことだ、ということであった。

また、自治体から見れば、動物園とは、人を引き付ける観光資源となる、公的な機能なのだという議論があった。

さらに、種の保存に関しては、東山動物園の橋川先生からの意見で、種を保存しても野生復帰できなければ意味がないのではないかという批判に対して、そうとも限らない、たとえ今野生復帰できなくても、遠く離れたところで飼っても、種の保存につながる、という発言があった。例えば、絶滅の危機に瀕しているゴリラを学ぶ際に、なぜゴリラは絶滅の危機に瀕しているのかを言葉や写真だけで説明するよりも、実物があることの意義は大きいという。実物を見るとまず親しみが湧く。親しみが湧くとゴリラの数が減っている背景に、自ら興味を持つようになる。背景に興味を持てれば、今度は我々はゴリラのために何ができるかを考えるようになる。動物の本来の生息地を守るために、自分たちは寄付ができる。そう考えるようになってもらうことも、種の保存に寄与しうると、橋川先生からの説明があった。

メダカ館の話も同様であるという。東山動物園にメダカ館を作ったときは、メダカは絶滅危惧種ではなかった。絶滅危惧種だからメダカ館を作ったのではなく、文科省のカリキュラムに「メダカを飼ってみよう」という項があったので作ったという。それが、今はなぜメダカがいなくなってしまったんだろうという話をするとき、目の前をメダカが泳いでいるのを見せるとインパクトが大きいという。実物を見ることによって親近感を持つ。親近感を持つことによって、なぜメダカが絶滅危惧種になってしまったのかということについての理解が深まる。平凡な動物であっても、生きている姿を見せることが環境教育、種の保存につながる。こうしたことを橋川先生がお話ししてくれた。

第二に、動物園の公的機能の理想論ではなく、小諸市の動物園の実情について話し合った。とにかく予算がない。独立採算でやっているのだから、とにかく削れ、削れということになる。動物は殺せないし、エサ代も削れない。削れるのは人件費だけである。人件費を削るとどうなるかというと、正規職員を減らして臨時職員やシルバー人材センターからの人を増やす。そうすると、職員同士の結束も難しくなり、活動の引き継ぎも難しくなってしまう。結果として、「環境教育をしっかりとやっていこう」などということは難しくなってしまう。

なお、この環境省の検討会でも、指定管理者制度の問題点が出てきたが、こういう苦しい動物園は1年契約の臨時としての契約を何度も繰り返して事業を継続させるのではなく、既にこれまでの小諸市動物園で飼育のノウハウを身に着けた人を正社員として雇用する企

業やNPOを立ち上げて、そこを指定管理者にするという方が、職員の身分の安定性という観点から良いのではないかという意見があった。この検討会場では、指定管理者制度では継続的に動物園の運営ができないという批判があったが、たとえ動物園が直営で運営されていても、個々の飼育員の業務を身分の不安定な臨時職員だけでやりくりしなければならないということがどれだけ苦しいことか、という話が出てきた。

というのは、須坂市動物園は、事業運営は一般会計から潤沢に提供されていて、正規職員もいっぱいいる。そうすると職員が一致団結してがんばる、ということも可能になる。特別会計である小諸市動物園とは制度的位置づけがまったく違っていた。つまり、動物園を制度的に位置づける法律がないために、自治体によって、公園として位置づけられていたり教育施設として位置づけられていたり、一般会計なのか特別会計なのかによっても動物園の悩みが違って来る、という話もあった。

さらに、動物園に送り込まれる職員は、役所の中でエリートなのかそうではないのかを質問したところ、小諸市の担当課長から、優秀な人は本庁に留め置いて、そうでない人が動物園に来る傾向があるという勇気ある発言があった。ただし、今の小諸市動物園の園長は自分から望んでこちらに来たという、素晴らしい方だとのことであった。

次に、動物愛護団体等から「あんな飼い方をしてはいけない」というようなクレームが来ることで、職員の士気を削いでいるのではないかという質問に対して、「愛護団体の言うことはもっともだと思う。例えばツキノワグマは、最初は小さかったからそれなりの檻に入れたが、どんどん大きくなって、動物が可哀そうになってきても、檻を大きくする予算がない」。職員の士気が下がるということより、癒しの場を提供したいのに、見に来た人が“可哀そう”と言うのを聞くと、本当に申し訳ないと思ってしまう」という答えだった。

以上の状況から、今後、劣悪な動物園があった場合に、予算も人事も動かさない現場の飼育員を批判して彼らを板挟みにするのではなく、もし批判するならば、首長や議会など権力や責任を持つ人々に圧力をかけてもらいたいと考える。もちろん、最終的には、市民の理解が大事で、市民に理解されるためには動物園が何のためにあるかの情報発信をしていくことが大事だ、という結論になった。

アンケートの回答を見ると、「小諸市動物園には、どんなことを期待しますか？」という問いには、ほとんどの人が5点評価でプラス領域に評価していた。「小諸市動物園を立て直していく上で、以下の項目はどのくらい重要でしょうか？」という問いには、現場スタッフの一層の努力や工夫という項目は思ったより少なく、市民からの全体的な理解、世論喚起や市長や市議会など上層部の理解などの項目への指摘が多かった。今回のシンポジウムで、動物園の意義や課題について参加者が理解を深めてくれた結果だと思う。動物園についてのシンポジウムやワークショップなどの情報発信を何回か続けていけば、いずれ市民や議会の理解が得られるということの証明になったと思う。

南川顧問

本当にありがとうございました。私どもは、こういう動物園について意見を聴く機会も

あまりないので、参考になった。

私は名古屋の東山動物園の近くで育ったので、あそこには何度も行ったが、モンキーとエイプの違いというのを、あそこで見て初めて分かった経験がある。絵ではなく本物を見ないと分からないということを小さい時にあそこで学んだ。

小宮座長

では報告書の第4章に移る。内容についての説明を。

事務局（坂本）

報告書 4. 動植物園等における公的機能の現状と課題の説明

小宮座長

今、傷病鳥獣までのところの説明があつたが、ここまでの部分について意見を伺いたい。

打越委員

私個人の考え方としては、先ほど説明した小諸のシンポジウムによって、種の保存と環境教育はこんなにも重要なのかという理解をするようになった。種の保存を動物園がやっていくことの尊さを十分に理解できたところで、種の保存に向けて何とか予算を取っていくのが環境省の責務ではないかということを入れていただきたい。世界に向けて、日本が種の保存、環境保全にこれだけ努力しているという名誉があり得るならば、この名誉は個々の自治体が努力していくのではなく、国の名誉としてかかわるべきだと思う。名前が“環境省”なのだから種の保存は環境省にとっては大本命の仕事なのではないか。私はそのあたりを入れたいと思うが、他の委員はどうか。

上河原委員

種の保存が環境分野で一番大事な部分だというのは、まさにその通りである。予算の確保についてもその通り。国の財政が厳しい中で、すぐに出来るかどうかは別として、努力していく必要がある。

小宮座長

打越委員から、小諸という自治体の話を聞いたが、自治体という点で長谷川委員はどうか。

長谷川委員

国の責務という位置づけについては、そう位置づけられたら良いと感じている。予算の関係については、交付金の中に入らないか。気になることは、首長の意向によって方針が変わる、所管部局によって方針が変わるという部分で、これは事実の部分が多いと思う。

京都市のことを言うと、京都市は“大学の街”ということを中心に打ち出している。この中で、京都市と京都大学が包括連携協定を結んでいる。その主たる活動として、京都大学に「野生動物研究センター」があって、一方京都市には「京都市動物園」がある。こういう位置づけがされている。こういう位置づけがあれば、責務、定義、目的等は整理される。公的機能について、国の責務、行政の責務として打ち出していくことが大事。

ちなみに、京都市はラオス政府と協定を結び、アジアゾウの研究をはじめ。

木下委員

第4章は、項目立てのすわりが悪い。いきなり「全般」とあるが、そうするのだったら、他の章にも全般は入るだろう。その全般の二つ目の「動植物園等の運営の現状と今後の課題」は、「経営、運営の問題」として独立させた方がいいと思う。これは種の保存だけの問題ではないので、その他の方に回すとかした方がいい。

「所管部署は都市公園部局や教育委員会等が多く」とあるが、決してそんなことはないと思う。実数をきちんと示したら分かることだ。都市公園のなかにあるから都市公園部局所管が多いわけだ。法的な問題もそれに絡んでくる。

23 ページに国内希少種のことを書かれているが、個人的にはこの問題はもっと大きく打ち出していいと思う。「希少種」に限定せずに「国内産の動植物」とした方が、環境教育にも直結するので、その方がいい。そうすることで、動物園、水族館、植物園、昆虫館が全部連携する可能性が出てくる。

富山の動物園で日本産のウマを展示している。同時に馬具など文化的なことも展示している。こういった展示を進めると、博物館との連携の可能性も出てくる。

それから、最近 JAZA が打ち出したコレクションプランを取り上げた方がいい。

小宮座長

内容が動物園に偏っているように思うが、倉重委員、何か？

倉重委員

私も打越委員と同じ考えである。確かに予算の裏付けは必要だし、何らかの助成金があればいいと思う。

24 ページのワシントン条約について、植物園協会で話した時は利用を促すということではなくて、足かせになっているため、今後の課題として示していたので、「動植物園等における生物多様性の取り組みを促す法的手続き」に含めるのには違和感があるので、修正してほしい。

打越委員

種の保存、生物多様性の保全は国の考え方として進めるべきだと考える。だから、あえてここは国の関与が記載されるべきだと思う。環境を守るということは、国民の生命を守

るという意味で、国の安全保障などに近いレベルの重要な国策だと思う。

先ほど、木下委員から、国内の希少種に限らず国内の動植物の種の保全を、という話があったが、私も国内の動植物に接する場というのがあってよいと思う。ちなみに、その時に大事なのが「ストーリー」だと思う。なぜこの動物がここにいるだとか、この植物が日本人とどんなかわりを持ってきたのかだとか、ストーリーを伝えるだけで、地味な動植物が急に面白く見えるようになる。それがまさに東山動物園のメダカの事例だと思う。

小諸動物園にホンドギツネがやってくるのだが、これも狐の嫁入りだとか、いなり寿司だとか、キツネにまつわる伝承や歴史を解説しながら伝えて行く。それが日本の里山を守ることになるのではないか。

小宮座長

JAZA の会議でも、珍獣を展示するばかりではなく、100 園館あれば、各園館が希少種に限らず地元の 1 種類の種の保全に取り組めば 100 種類の保全ができる、という話も出ている。そういう取り組みをやるということが動物園のステータスを高めることにつながっている。

米田委員

25 ページの「傷病鳥獣等」のことだが、税関で没収された海外からの動物を生かしておけるのは動物園しかない。これは条約対応で国の責任でやっていることでまさに公的機能だ。

一方、傷病鳥獣の治療については自治体の責任であり、一見似ているが、別の事柄である。この部分は分けて書いた方がよいと思う。できれば項目名も「保護収容等」にしたい。

小宮座長

では、環境教育に移る。

事務局（坂本）

4-2 「環境教育について」の説明

小宮座長

今のところで意見を。

打越委員

説明員を飼育員がやるか専門のインタープリターがやるかという問題は、非常に悩ましい問題であると思う。専門の説明員を置く余裕がないという話は別にして、飼育員の場合、日常的にその動物を見ているからこそできる話があるが、話下手だったりする。一方、イ

ンタープリターとして専門に置かれた人は、話すのは慣れていて上手だが、そこで飼育されている動物の細かい習性などは知らなかったりする。一長一短だと思う。それでもなお、ここに外部のボランティアや学校の先生などに支援を求めていく、ということを入れても良いのではないか。

木下委員

今のボランティアの件、本当におっしゃる通りだと思う。しかし、具体的に言うと、そうした活動のできる“場”が少ない。人材だけでなく、ハード面の支援も必要である。

打越委員

これは動物愛護にも関係することなのだが、今、地方自治体で立派な動物愛護センターを持っているところが増えている。そして、動物愛護センターで、犬や猫、ウサギやモルモットなどとの触れあい教育や訪問活動をする例がどんどん増えてきている。こうなると、動物園でモルモットとのふれあい体験をする、動物愛護教育をする必要がなくなってくる可能性もあると思う。動物愛護センターとの連携、環境教育と動物愛護教育の役割分担も意識しておく必要がある。

小宮座長

動物愛護の話が出たので、4-3 「動物愛護管理について」に移りたい。

事務局（坂本）

4-3 「動物愛護管理について」の説明

小宮座長

動物愛護については、最初に愛護か福祉かという話があったが。

米田委員

環境省が法律上の文言として動物愛護という言葉を使うことは理解できるが、「WAZA が定めた動物愛護規範」と、WAZA の文書にまで愛護を入れていることは違和感があるため、和訳せずに記述する等、その辺はもう少し考えたらどうか。

小宮座長

上河原委員、意見は？

上河原委員

27 頁最後の注書きは、唐突な感じがする。ここに書く必要はないのではないか。

木下委員

私もそう思う。報告書の中に注釈があるのも奇妙だ。これは環境省はあくまでこういう立場だということを示されているだけなので、この検討会でどういう用語を使うかを話し合えばいいと思う。動物愛護という言葉は排除する必要はないと思うが、動物福祉を動物愛護という概念でカバーするというのは無理だ。4つ目の黒丸の項で「より良い動物の飼育環境等が確保されることを促すような仕組みを求める声がある」とあるが、これは「動物福祉の充実」だろう。

3つ目の黒丸で「日動水やその関係者からは、動物園・水族館について、動物愛護管理法による動物取扱業者の登録対象から除外すべきとの意見が出されている」までが1項目で、その後の「一方」以下は次の項目と一緒にした方がいい。

日動水やその関係者から本当にそういう声があるのか。私たちはペット業者とは違うという誇りがあるのだろうが、私は動物愛護法においては一緒に扱ってもいいと思っている。そのうえで、動物園固有の法制度が求められるのだろう。

事務局（坂本）

第1回のヒアリングの時に、日動水からその旨の発言があった。

打越委員

動物愛護と動物福祉という言葉遣いについてだが、事務局が報告書を作成する際に、語句を統一しなければという配慮が働いたのだと思う。しかし、まだ議論が始まったばかりの中途の段階における報告書であるから、今は語句の統一に神経質にならなくても良いと思う。動物福祉という言葉を使いたい場面は、動物園の運営者や飼育員に対してであって、彼らが動物を扱う場合に動物福祉という概念を使いたいということだろう。他方、動物愛護という言葉は、そこを訪れる見学者に動物を愛する気持ちを持ってもらいたいという意図を表現する場合に動物愛護という語を使用するものだと考えている。

米田委員

4-3の「動物愛護管理について」の記述を他の章と同様に、動物愛護管理の取組と課題というように、サブタイトルで分けたらどうか。

打越委員

日動水の意図に関連して一番大事なのは、動物愛護管理法から外してほしいという件より、動物園をきちんと定義する動物園法が欲しいという点ではないだろうか。彼らの主張からスタートした検討会であることもあり、動物園法の制定の可能性を記述すべきではないかと思う。

確かに劣悪な環境で動物を飼育している動物園はある。そうした動物園を取り締まるために動物愛護管理法の規制下に置くべきだというのが、動物愛護団体側からの主張だと思

う。実際、そういう劣悪な動物園を私たちは今まで見て見ぬふりをしてきた。だから、動物福祉を充実しよう、動物愛護管理法の下に置こうという考え方も大事であるが、しかし、そこにばかり目を向けると、種の保存に向けて、世界的に最先端のことをやっている動物園も画一的に扱われてしまう。

やはり、動物園をしっかり定義して、日動水にも加盟していない民間の動物園さえも真正面から規制し、逆に優れた動物園の場合には保護もする。閉園の時の手続き等もきちんと定める。規制と保護ができるように、動物園法を作るとするのはとても大事なことだと思う。ただし、ここまで検討会の結論として出ている話題ではないので、あくまでこういう意見があると書いてもらいたいのだが。

事務局（中島恵）

先ほど、日動水から動物園法の提案があったという点なのだが、23 ページの2 段目で日動水は「動植物園等における生物多様性を推進していく仕組みを取り入れた法制度が必要である」と言っている。何カ所かに分けて書くと、日動水の意図が正しく伝わらないので、これは修正したい。

打越委員

種の保存についてだけではなく、日動水に加盟していない劣悪な動物園を規制したいという観点から、具体的な対応策として、どういう可能性があるかを考えたい。

小宮座長

では、4-4 その他の機能を説明してほしい。

事務局（坂本）

4-4 その他の機能の説明

小宮座長

これは追加で出てきた話題だが、これについての意見は？

打越委員

独立行政法人の対象に位置づけられたとあるが、独立行政法人になると楽になるかという、やはり採算は自分たちで採らなければならないし、運営が大変であるのは変わらないと思う。指定管理者制度のように、例えば5年ごとに契約する不安定性はなくなるかもしれないが、他方で、独立採算制を維持しなければならないなどの課題もいろいろある。そこも注意した方がいい。

木下委員

この項は「機能」ではなくて、「課題」ではないか。それと、(1)、(2)、(3)は、既存の3つの部分に移せるのではないか。(1)の外來生物問題は4-1に移せるのではないか。(2)は国内産の種の保全につなげられるだろう。(3)は22ページの「動植物園等の運営の現状と今後の課題」と一緒にして「管理、運営問題」としてひとつ章を立てた方が良いと思う。

機能を考えていくと、法的な問題と、それぞれがどう管理されているかという問題なので、指定管理者制度だけを取り上げるのではなく、「現状と課題」としてまとめたらどうか。

倉重委員

(1)外來生物についてだが、特定外來生物とどう違うのか。植物の場合は「外來」というと、まさにほとんどの種類が外來といえる。

それから、指定管理についてだが、以前のヒアリングで、種の保全はそもそも指定管理の仕様書に入っていないという報告があった。表だって保全の必要性を言い出すと行政は仕様書にないものはやらない、ということが明確になってしまうという話があった。仕様書に種の保全が入っているところと、仕様外でやっている現状についても述べる必要がある。

小宮座長

この案はかなり直さなければならないと思う。打越委員の提案のように手分けして書くか、ということもある。どういうふうにもとめるかもあると思うが、まとめについてお願いしたい。

事務局（中島恵）

説明の前に倉重委員から質問があった外來生物についてだが、一番目は外來生物法で規制されている特定外來生物のことだが、二番目について、現在環境省では侵略的外來種リストを検討しており、特定外來生物以外でも、侵略性が高く生態系に影響を与える生物を想定している。

まとめは、今までの議論を踏まえて今後の方向性ということでまとめている。

（まとめの説明）

小宮座長

このまとめについて意見を。どこのところに関心があるかを各委員一言ずつ言ってもらいたい。

打越委員

まとめとして大事なものは、3段落目の以降だと思う。この中で「ガイドラインの策定」と「モデルづくり」については、十分に実現可能なのではないか。ただし、政策としては少

し弱腰の内容かなという感じがする。ガイドラインについては日動水などがかなりまとめていると思うし、モデルも先進的な動物園や地方の動物園でも頑張っているところを見ればわかる。もちろん、今までアピールしてこなかったという意味では、早くやった方がいい課題だとは思う。法制度については、「公的機能の取り組みを促す法制度」というような一部分を取り出して推進するという条件を付けずに、「動植物園の規制と保護・育成に関する法制度」とした方が良いのではないか。特に「公的機能」がなかなか定まらなかったのだから、公的機能の取り組みを促す云々といった一部分を取り出して法制度化するというのは、あまり効果的ではないのではないかと。

上河原委員

公的機能という言葉が法律ではっきりしていなかったが、「環境保全機能」と言った方が、まだわかりやすくなるのでは。

あと手続きの問題だが、この検討会は約半年行ってきたわけだが、メールなどを活用して、各委員の意見を反映してはどうか。

それから、動物園、植物園などで素晴らしい事業がいろいろ行われていることは、コラムなどを作って報告書でぜひ伝えて欲しい。

また、動植物園等の制度の実現にはまだ時間が必要であると考えているが、ぜひ実現してほしい。

木下委員

公的機能の推進ということだが、環境保全機能とまで広げなくてもよいのではと思う。それから、まとめの2段落目に「当該考え方に合致しない動植物園等の活動が継続できなくならないように配慮することも必要である」とあるが、配慮とは具体的にどういうことなのか。

それから、モデルづくりについて、あえて国が理想的な動物園像を示すのはよいが、特定の動物園をモデルに仕立てる必要はない。実際には無理があると思う。それよりも、今このような課題を抱えているということを紹介し、問題を社会的に共有する作業の方が必要だと思う。

事務局（中島恵）

ここは検討会の中で委員の発言にもあったのだが、望ましい動植物園等を評価すると、そうでない園館が排除されてしまうという意見があって、それを踏まえてこういう表現になった。

倉重委員

木下委員の指摘は私の発言だと思うが、日植協に加盟している園は110園程度あるが、実際に保全活動にかかわっているのは20園程度だ。公的な規制が出来て、これは植物園で

はないとか、重要な植物園ではないというような評価がされたとき、運営に支障をきたすことが予想される。そういう面では配慮してほしいということである。

種の保全をやっているところからすると、基盤が弱いという事実があるので。公的な裏付けがあるといい。打越委員が言われたように、実効性があるものを早めに出していただきたい。

長谷川委員

公的機能は何なのかという定義を、具体的なところに踏み込んで、機能、意義を示してもらいたい。都市公園法とか博物館法では、今まで議論したことはカバーできないのではないかと思うので、そういうことをはっきり書けば、法制度の検討への道筋が分かってくるのではないか。それから、仕組みづくりの議論もされていたので、それも入れたらよい。

米田委員

ガイドラインをつくるのは国がやることではないのではないかと思う。動植物園の間での検討の中でできることなのではないか。動物園法についてはその必要性が本当にあるのかどうかについて私にはまだ分からない。域外保全を進めることについて、環境省と日動水で協定を結ぶということも聞いているが、解決にはならないのかもしれないが、それも一つの方法ではないか。

小宮座長

それぞれの委員からの確な意見が出た。その意見を踏まえてこの案を修正しなければならないわけである。打越委員から分担して書くという話もある。その点はどうか。

打越委員

指定管理者制度、職員の人事制度、会計制度等、先ほど木下先生が別立てで項目を作った方がよいと指摘していた論点は、私がこの原稿を整理して、論点を加える手伝いができると思う。

事務局（坂本）

それではこれからの取り扱いについて相談させていただきたい。これからご協力を頂ける先生方と一緒に見直しをしたい。だれがどこを分担するかについては別途相談させていただく。

その上で、案としたものを皆様にお送りし、チェックをお願いしたい。最終的には座長に一任させてほしい。

小宮座長

何度か確認をして進めたいと思うが、最終的な報告は私に一任させていただくというこ

とでよろしいか。

(一同了承)

事務局（中島課長）

この検討会、これで4回目になるが、それぞれ長時間にわたって真摯に取り組んでいただき、ありがとうございました。

当初、検討会を始める前に日動水の要望書、環境省の希少種保全の取り組みの問題意識を根っこにして始めたが、当初我々が考えていた以上の、いろいろな課題があることが分かった。

当初法制度のことも考えて行こうと思っていたのだが、出てきた課題を見ると、そう簡単に行かないなあと思っている。すぐに制度的な問題に行くのではなく、もう少し考えを深めて行きたいと思っている。そういう意味でガイドラインとかモデルづくりとかは次のステップへの足掛かりとして考えていた。いずれにしても来年度も検討を続けて行きたいと考えている。何らかの形で先生方にはご協力をお願いすることになるかと思うので、よろしくお願ひしたい。

事務局（坂本）

それではこれを以て第4回検討会を終わらせていただく。ありがとうございました。